

## 議案第18号

### 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

次のとおり米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中

下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 <u>土地区画整理審議会（第7条－第15条）</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>土地区画整理審議会</u></p>  <p><u>（審議会の名称）</u></p> <p>第7条 <u>法第56条第1項の規定による土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の名称は、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>削除</u></p>  <p><u>第7条から第15条まで</u> <u>削除</u></p>

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員のうち、法第58条第1項の規定により選挙すべき委員の数は8人とし、施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙する。

3 第1項に規定する委員のうち、次条の規定による委員の数は、2人とする。

(学識経験者委員)

第9条 審議会に、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する委員を置く。

2 前項の委員に欠員を生じた場合においては、知事は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。

(予備委員)

第11条 審議会に、予備委員を置く。

2 予備委員は、委員（第9条第1項の委員を除く。以下第14条までにおいて同じ。）のうち、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員それぞれについて置くものとする。

3 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内とする。

4 予備委員の決定等については、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第35条から第40条までの規定の例による。

(立候補制)

第12条 委員は、候補者のうちから選挙する。

(委員又は予備委員の必要得票数)

第13条 委員に当選し、又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における

有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(予備委員からの補充)

第14条 委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充する。この場合において、得票数が同じであるときは、知事がくじで定める。

2 知事は、前項の規定により委員を補充した場合は、直ちにその補充した委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、その者に対して委員に補充した旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による委員の補充は、前項の公告があった日からその効力を生ずる。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数それぞれの定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。